

レスキュースリー

(交通災害共済)

I. レスキュースリーの制度内容	1
契約の種類	
契約限度	
補償内容	
共済金等をお支払いできない主な場合	
掛金表	
共済期間	
II. 契約について	10
契約できる方	
共済金等受取人	
契約の更新	
契約の解約	
III. 共済金等の請求について	11
支払事由が発生したら	
共済金等のお支払いについて	

この紙面の掛金額は 2018 年 1 月以降のものであります。

この「共済のてびき」は、レスキュースリー（交通災害共済）の制度概要を説明したものです。
ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）
をご覧ください、制度内容をご確認ください。

I. レスキュースリーの制度内容

契約の種類

ご契約には家族型と個人型の2種類があり、いずれかの型を選択していただきます。

家族型

組合員本人が申込みば、お名前を登録する必要もなく、ご家族全員が自動的に補償されます。ご家族の範囲について詳しくは10頁「被共済者の範囲」をご確認ください。1口か2口を選択していただきます。

個人型

契約申込書に記名された方のみが補償の対象となります。ただし、個人賠償責任補償は、申込書の記載の有無に関わらず、ご家族全員が補償の対象となります。詳しくは10頁「被共済者の範囲」をご確認ください。

契約限度

家族型

1家族につき2口まで。

個人型

1名につき10口まで。

基本コース（3口）、安心コース（5口）、充実コース（10口）から選択していただきます。（2017年1月契約より）

※上記以外の口数でご契約いただいていた場合、同口数での更新はできますが、個人型の契約内容を変更する時は上記3コースからのご選択となります。

家族に複数の組合員がいる場合は、重複契約により契約限度口数を超えることはできません。
1家族では、家族型か個人型のうち、いずれかの選択となります。

補償内容

教職員共済の補償と損害保険会社の補償（傷害総合保険）を組み合わせています。一般傷害補償と交通災害補償の一部および個人賠償責任補償は、教職員共済を契約者とする団体契約で、損保ジャパン日本興亜（幹事保険会社）、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱の3社を引受保険会社とする傷害総合保険の共同保険契約です。

(1) 補償金額

家族型（1口あたり）

共済金等の種類	交通災害補償（教職員共済＋損保・傷害総合保険）						一般傷害補償 （損保・傷害総合保険）
	本人		配偶者		その他の家族		本人/家族とも
(内訳)	教職員共済分	損害保険会社分	教職員共済分	損害保険会社分	教職員共済分	損害保険会社分	損害保険会社分のみ
① 死亡	562万円		462万円		312万円		62万円
	500万円	62万円	400万円	62万円	250万円	62万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	562万円～20万円		462万円～16万円		312万円～10万円		62万円～26万400円 (後遺障害等級第1級～第7級)
	500万円～20万円 (身体障害等級第1級～第14級)	62万円～26万400円 (後遺障害等級第1級～第7級)	400万円～16万円 (身体障害等級第1級～第14級)	62万円～26万400円 (後遺障害等級第1級～第7級)	250万円～10万円 (身体障害等級第1級～第14級)	62万円～26万400円 (後遺障害等級第1級～第7級)	
③ 入院 (1日につき)	600円 (1～4日)	5,600円 (5～180日)	5,000円 (181～184日)	600円 (1～4日)	4,100円 (5～180日)	3,500円 (181～184日)	600円 (1～180日)
	5,000円 (5～184日)	600円 (1～180日)	3,500円 (5～184日)	600円 (1～180日)	2,500円 (5～184日)	600円 (1～180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	2.4万円・1.2万円・3,000円		2.4万円・1.2万円・3,000円		2.4万円・1.2万円・3,000円		2.4万円・1.2万円・3,000円
	—	2.4万円～3,000円	—	2.4万円～3,000円	—	2.4万円～3,000円	
⑤ 通院 (1日につき)	4,350円(90日限度)		3,350円(90日限度)		2,350円(90日限度)		350円 (90日限度)
	4,000円	350円	3,000円	350円	2,000円	350円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	3,500円(90日限度)		2,500円(90日限度)		1,500円(90日限度)		—
	3,500円	—	2,500円	—	1,500円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高1億円(実際の損害額を限度とする)						損害保険会社の補償

個人型（1口の場合）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	
① 死亡	140万円		40万円
	100万円	40万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	140万~4万円		40万~16.8万円 (後遺障害等級 第1級~第7級)
	100万円~4万円 (身体障害等級 第1級~第14級)	40万円~16.8万円 (後遺障害等級 第1級~第7級)	
③ 入院 (1日につき)	300円 (1~4日)	1,800円 (5~180日)	1,500円 (181~184日)
	1,500円 (5~184日)	300円 (1~180日)	300円 (1~180日)
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	1.2万円・6,000円・1,500円		1.2万円・6,000円・1,500円
	—	1.2万円~1,500円	
⑤ 通院 (1日につき)	1,000円 (90日限度)		200円 (90日限度)
	800円	200円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	750円 (90日限度)		—
	750円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1,000 万円 (実際の損害額を限度とする) 損害保険会社の補償		

個人型・基本コース（3口）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	
① 死亡	420万円		120万円
	300万円	120万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	420万~12万円		120万~50.4万円 (後遺障害等級 第1級~第7級)
	300万円~12万円 (身体障害等級 第1級~第14級)	120万円~50.4万円 (後遺障害等級 第1級~第7級)	
③ 入院 (1日につき)	900円 (1~4日)	5,400円 (5~180日)	4,500円 (181~184日)
	4,500円 (5~184日)	900円 (1~180日)	900円 (1~180日)
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	3.6万円・1.8万円・4,500円		3.6万円・1.8万円・4,500円
	—	3.6万円~4,500円	
⑤ 通院 (1日につき)	3,000円 (90日限度)		600円 (90日限度)
	2,400円	600円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	2,250円 (90日限度)		—
	2,250円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1 億円 (実際の損害額を限度とする) 損害保険会社の補償		

個人型・安心コース（5口）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	
① 死亡	700万円		200万円
	500万円	200万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	700万～20万円		200万～84万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)
	500万円～20万円 (身体障害等級 第1級～第14級)	200万円～84万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)	
③ 入院 (1日につき)	1,500円 (1～4日)	9,000円 (5～180日)	1,500円 (1～180日)
	7,500円 (5～184日)	1,500円 (1～180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	6万円・3万円・7,500円		6万円・3万円・7,500円
	—	6万円～7,500円	
⑤ 通院 (1日につき)	5,000円 (90日限度)		1,000円 (90日限度)
	4,000円	1,000円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	3,750円 (90日限度)		—
	3,750円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1億円 (実際の損害額を限度とする)		
	損害保険会社の補償		

個人型・充実コース（10口）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	
① 死亡	1,400万円		400万円
	1,000万円	400万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	1,400万～40万円		400万～168万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)
	1,000万円～40万円 (身体障害等級 第1級～第14級)	400万円～168万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)	
③ 入院 (1日につき)	3,000円 (1～4日)	1.8万円 (5～180日)	3,000円 (1～180日)
	1.5万円 (5～184日)	3,000円 (1～180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	12万円・6万円・1.5万円		12万円・6万円・1.5万円
	—	12万円～1.5万円	
⑤ 通院 (1日につき)	1万円 (90日限度)		2,000円 (90日限度)
	8,000円	2,000円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	7,500円 (90日限度)		—
	7,500円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1億円 (実際の損害額を限度とする)		
	損害保険会社の補償		

個人賠償責任補償の補償額について

個人賠償責任補償は、個人型の場合、契約者ご本人の契約口数が2口以下か3口以上かで補償額が異なります。契約口数が2口以下の場合には最高1,000万円、3口以上の場合には最高1億円の補償となります。なお家族型は契約口数にかかわらず、最高1億円の補償となります。

(2) 補償の範囲**交通災害補償** ※教職員共済および損害保険会社の補償

国内外を問わず、交通機関の運行に起因する、または道路や改札口を有する交通機関の乗降場構内における不慮の事故（以下「事故」といいます）によりケガをされた場合にお支払いします。

具体的には次のような場合が補償の対象となります。

自動車・自転車・電車・航空機・船舶などの乗物に乗っているときの事故によるケガ、エレベーター・エスカレーターや動く歩道に乗っている間のケガ、乗物にひかれたりはねられたりした事故によるケガ、道路通行中（校舎内の廊下・階段を含みます）建物からの物の落下によるケガなど。

一般傷害補償 ※損害保険会社の補償

国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます）によって、ケガをされた場合にお支払いします。

具体的には次のような場合が補償の対象となります。

海水浴中に高波で岩に打ちつけられケガをした、階段で転倒してケガをした、スポーツ中にケガをした、料理中にヤケドをした、など。

※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※地震、噴火またはこれらによる津波のケガも一般傷害補償として補償の対象となります。

個人賠償責任補償 ※損害保険会社の補償

国内外において生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害について補償します。

お支払いする内容は次の通りです。

- ・被害者に支払う損害賠償金（治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費など）。
- ・被害者に対する応急手当、病院への護送費用などの応急処置費用。
- ・訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬。

具体的には次のような場合が補償の対象となります。

誤って自転車で他人にケガをさせた、買い物に行って誤って商品を壊した、うっかり水道を出しっぱなしにして階下（他人の家）を水浸しにした、キャッチボールで誤って隣家の窓ガラスを壊した、など。

※個人賠償責任補償に該当する事由で、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。ご利用にあたっては条件がありますので、重要事項等説明書をご確認ください。

(3) 支払事由**死亡**

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで亡くなられたときお支払いします。

後遺障害

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その障害の程度に応じてお支払いします。補償の対象となる後遺障害の程度は、教職員共済補償分と損害保険会社補償分では異なります。

入院

事故によりケガをされ、入院した場合、入院日数に対し 180 日を限度にお支払いします（教職員共済補償分は事故の発生の日からその日を含めて、入院 4 日目まで免責となり、5 日～ 184 日目までが対象）。

手術

事故によりケガをされ、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額（損害保険会社補償。以下同様）の 20 倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の 5 倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入金保険金日額の 40 倍の額をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎります。

通院

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内（損害保険会社補償分は 1,000 日以内）の通院（往診を含みます）の日数に対し、90 日を限度としてお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては保険金をお支払いしません。

自宅治療

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の就業不能（就業・就学・家事労働が不可能または安静治療が必要な状態）の日数に対し、90 日を限度としてお支払いします（交通災害の場合のみ）。医師によ

る証明が必要です。

個人賠償

国内外における日常生活において生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対してお支払いします。ただし車両（自転車は除きます）の所有・使用・管理に起因する損害賠償、職務遂行に直接起因する損害賠償は補償の対象となりません。

※労災保険・他の傷害保険・加害者からの賠償の有無にかかわらずお支払いします（個人賠償は除きます）。

※交通災害に該当する事故により共済金を請求する場合で以下の書類の原本をご提出いただいた場合、1事故につき5,000円をお支払いします。

- (1) 死亡診断書または死体検案書
- (2) 医師の治療証明書

※後遺障害等についてお支払いのある場合の死亡共済金（保険金）については、その金額を差し引いてお支払いします。詳しくは重要事項等説明書をご確認ください。

※教職員共済補償分は、契約年度内において、死亡・後遺障害・入院・通院・自宅治療それぞれの支払いがあったとき、その合計額は死亡共済金の額が限度となります。損害保険会社補償分は、契約年度内において死亡・後遺障害それぞれの支払いがあったとき、その合計額は死亡保険金の額が限度となります。

※後遺障害について詳しくは所属事業所または本部にお問い合わせください。

※骨粗鬆症のような疾病があることが判明した場合は、共済金（保険金）が減額されることがあります。

重複補償について

個人賠償責任補償などの賠償責任保険（特約を含みます。）を複数ご加入の場合は、補償に重複が生じることがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

共済金等請求に必要な主な書類

書類	交通災害			一般傷害			個人賠償	備考
	死亡共済金	障害共済金	療養共済金	死亡	障害	入院通院		
共済金（保険金）請求書	○	○	○	○	○	○	○	所定の用紙
事故証明書	○	○	○					
死亡診断書（または死体検案書）	○			○				
委任状・印鑑登録証明書	○			○				共済金受取人・法定相続人
戸籍謄本	○			○				被共済者・法定相続人の確認
障害診断書		○			○			所定の用紙
入院・治療証明書（診断書）			○			△		受診先が複数の場合は、領収書(写)が必要な場合有
入院・通院申告書						○		
示談書							○	
住民票	△	△	△	△	△	△	△	家族型で本人以外の傷害
同意書	○	○	○	○	○	○	△	主治医宛の同意書含

○……必要 △……場合により必要

共済金等をお支払いできない主な場合

次の事由による場合については、共済金（保険金）をお支払いできません。

教職員共済分

交通災害補償について

- ① 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失による傷害。
- ② 被共済者の自殺、犯罪行為および闘争行為による傷害。
- ③ 被共済者の法令に定められた運転資格を持たない状態での運転、酒気を帯びた状態での運転または

麻薬などにより正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故。

- ④ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛で他覚症状のないもの。
- ⑤ 被共済者が試運転、訓練、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で自動車、原動機付自転車等に搭乗している間に生じた傷害についてはこのかぎりではありません。
- ⑥ 地震、噴火、津波、洪水、暴風その他これらに類する天災による傷害。
- ⑦ 戦争その他非常の出来事による傷害。 など

損害保険会社分

交通災害補償・一般傷害補償について

- ① 契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による傷害。
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害。
- ③ 被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故。
- ④ 被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失による傷害。
- ⑤ 妊娠、出産、早産または流産。
- ⑥ 外科的手術その他の医療処置。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（注1）}を除きます）、核燃料物質等によるもの。
- ⑧ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（注2）}のないもの。
- ⑨ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故。
- ⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます）の間の事故。 など

個人賠償責任補償について

- ① 契約者または被保険者の故意による事故。
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（注1）}を除きます）、核燃料物質等による損害賠償責任。
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波による事故。
- ④ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任。
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任。
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任。
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。
- ⑨ 航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ⑩ 環境汚染に起因する損害賠償責任。 など

（注1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（注2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

掛金表

共済期間は加入月からその年の12月末日までとなります。1月以外の加入月の掛金は、その年の12月末日までの共済期間分の掛金です。更新後は1月加入の掛金となります。

家族型

加入月	家族型 1 口	家族型 2 口
1 月	12,330 円	24,010 円
	うち損保保険料 5,360 円	うち損保保険料 10,070 円
2 月	11,300 円	22,010 円
	うち損保保険料 4,910 円	うち損保保険料 9,230 円
3 月	10,280 円	20,010 円
	うち損保保険料 4,470 円	うち損保保険料 8,390 円
4 月	9,250 円	18,010 円
	うち損保保険料 4,020 円	うち損保保険料 7,550 円
5 月	8,220 円	16,010 円
	うち損保保険料 3,570 円	うち損保保険料 6,710 円
6 月	7,200 円	14,010 円
	うち損保保険料 3,130 円	うち損保保険料 5,870 円
7 月	6,170 円	12,020 円
	うち損保保険料 2,680 円	うち損保保険料 5,040 円
8 月	5,140 円	10,020 円
	うち損保保険料 2,230 円	うち損保保険料 4,200 円
9 月	4,120 円	8,020 円
	うち損保保険料 1,790 円	うち損保保険料 3,360 円
10 月	3,090 円	6,020 円
	うち損保保険料 1,340 円	うち損保保険料 2,520 円
11 月	2,060 円	4,020 円
	うち損保保険料 890 円	うち損保保険料 1,680 円
12 月	1,040 円	2,020 円
	うち損保保険料 450 円	うち損保保険料 840 円

※損保保険料には、団体割引 30%、優良割引 30%、団体契約による割引 10%を適用しています（個人賠償責任補償分には団体契約による割引は適用されません）。損保保険料の割増引は、前年度のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがあります。

個人型

加入月	基本コース (3口)		安心コース (5口)		充実コース (10口)	
		個人賠償 (本人のみ・家族不要)		個人賠償 (本人のみ・家族不要)		個人賠償 (本人のみ・家族不要)
1月	4,680円	+610円	7,800円	+610円	15,600円	+610円
	うち損保保険料 2,130円	(損保保険料)	うち損保保険料 3,550円	(損保保険料)	うち損保保険料 7,100円	(損保保険料)
2月	4,290円	+560円	7,150円	+560円	14,300円	+560円
	うち損保保険料 1,950円	(損保保険料)	うち損保保険料 3,250円	(損保保険料)	うち損保保険料 6,500円	(損保保険料)
3月	3,900円	+510円	6,500円	+510円	13,000円	+510円
	うち損保保険料 1,770円	(損保保険料)	うち損保保険料 2,950円	(損保保険料)	うち損保保険料 5,900円	(損保保険料)
4月	3,510円	+460円	5,850円	+460円	11,700円	+460円
	うち損保保険料 1,590円	(損保保険料)	うち損保保険料 2,650円	(損保保険料)	うち損保保険料 5,300円	(損保保険料)
5月	3,120円	+410円	5,200円	+410円	10,400円	+410円
	うち損保保険料 1,410円	(損保保険料)	うち損保保険料 2,350円	(損保保険料)	うち損保保険料 4,700円	(損保保険料)
6月	2,730円	+360円	4,550円	+360円	9,100円	+360円
	うち損保保険料 1,230円	(損保保険料)	うち損保保険料 2,050円	(損保保険料)	うち損保保険料 4,100円	(損保保険料)
7月	2,370円	+310円	3,950円	+310円	7,900円	+310円
	うち損保保険料 1,080円	(損保保険料)	うち損保保険料 1,800円	(損保保険料)	うち損保保険料 3,600円	(損保保険料)
8月	1,980円	+250円	3,300円	+250円	6,600円	+250円
	うち損保保険料 900円	(損保保険料)	うち損保保険料 1,500円	(損保保険料)	うち損保保険料 3,000円	(損保保険料)
9月	1,590円	+200円	2,650円	+200円	5,300円	+200円
	うち損保保険料 720円	(損保保険料)	うち損保保険料 1,200円	(損保保険料)	うち損保保険料 2,400円	(損保保険料)
10月	1,200円	+150円	2,000円	+150円	4,000円	+150円
	うち損保保険料 540円	(損保保険料)	うち損保保険料 900円	(損保保険料)	うち損保保険料 1,800円	(損保保険料)
11月	810円	+100円	1,350円	+100円	2,700円	+100円
	うち損保保険料 360円	(損保保険料)	うち損保保険料 600円	(損保保険料)	うち損保保険料 1,200円	(損保保険料)
12月	420円	+50円	700円	+50円	1,400円	+50円
	うち損保保険料 180円	(損保保険料)	うち損保保険料 300円	(損保保険料)	うち損保保険料 600円	(損保保険料)

※個人型では個人賠償の保険料は契約者ご本人のみ必要となり、ご家族の方が加入される場合、それぞれの方は不要です。

※損保保険料には、団体割引30%、優良割引30%、団体契約による割引10%を適用しています（個人賠償責任補償分には団体契約による割引は適用されません）。損保保険料の割増引は、前年度のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率に変更となることがあります。

(参考) 1口の場合の掛金 (加入月1月)

1口の場合	
1,560円	個人賠償 (本人のみ・家族不要) +460円
うち損保保険料 710円	(損保保険料)

(注) 個人賠償の保険料は、契約者ご本人の個人型契約口数が2口以下か3口以上かで保険料が異なります。契約口数が2口以下の場合は460円、3口以上の場合は610円となります。

2017年1月の制度改定にともない、個人型の新規契約は、基本コース(3口)、安心コース(5口)、充実コース(10口)から選択いただくことになりました。3口、5口、10口以外の口数でご契約いただいていた方につきましては、これまでご契約いただいていた口数のまま契約更新いただくことができます。

なお個人型の契約内容を変更する場合は、前記3コースのいずれかのコースからご選択ください。

共済期間

原則として1月1日からその年の12月31日までの1年間。

上記以外の契約は中途加入契約となり、初回掛金払込日の翌月1日からその年の12月31日までが共済期間となります。

※1月加入者には一部の補償において申込期間中の特例があります。詳しくは所属事業所にお問い合わせください。

Ⅱ. 契約について

契約できる方

契約者

教職員共済組合員

被共済者の範囲

- ① 契約者本人
- ② 契約者の配偶者
- ③ 契約者（家族型の場合は契約者または配偶者）と生計を一にする同居の親族（子ども・両親・兄弟姉妹など）
- ④ 契約者（家族型の場合は契約者または配偶者）と生計を一にする別居の未婚の子

※親族とは、契約者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※就業、結婚等で別居された子どもは補償の対象となりません。

※プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方についてはお引受けの対象外としています。

※交通災害・一般傷害の補償の対象となるのは、家族型の場合、傷害の原因となった事故発生時に前記「被共済者の範囲」であった方、個人型の場合は、申込時または更新時において前記「被共済者の範囲」に該当し、申込書に記名された方。

※個人賠償責任補償の対象となるのは、家族型・個人型に関わらず、事故発生時に次のいずれかであった方。①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者または配偶者の同居の親族 ④契約者または配偶者の別居の未婚の子 ⑤契約者が責任無能力者の場合、法定の監督義務者および監督義務者に代わって契約者を監督する方（契約者の親族にかぎりませぬ）。ただし、契約者に関する事故にかぎりませぬ。⑥②～④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりませぬ）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。

共済金等受取人

共済金等受取人の順位は次のように定められています。特別指定を希望する場合は所属事業所または本部にご相談ください。

教職員共済

①被共済者 ②特別指定受取人 ③被共済者の配偶者 ④被共済者の子 ⑤被共済者の孫 ⑥被共済者の父母 ⑦被共済者の祖父母 ⑧被共済者の兄弟姉妹

※同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めなければなりません。その場合、代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。

※その他、詳しくは所属事業所または本部にお問い合わせください。

損害保険会社

①被共済者 ②特別指定受取人 ③法定相続人

契約の更新

重大事由による契約の解除など、契約の更新をお断りする場合を除き、満期となる時点で特にお申し出がない場合は、更新日（契約満了日の翌日）に自動更新します。

※ただし個人型の契約の場合で、被共済者が更新時に次に該当している場合は、ご契約を継続していただけないので、必ずお手続きください（お手続きをされなかった場合も補償の対象となりませぬ）。

- ①契約者と生計を一にする別居の未婚の子が就職や結婚などにより別生計となった場合
- ②契約者の同居の親族が別居となった場合

契約の解約

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。解約時に未経過掛金がある場合は月割で返戻します。

Ⅲ. 共済金等の請求について

支払事由が発生したら

支払事由が発生した場合は、遅滞なく教職員共済審査部（0120-065411）にご連絡ください（受付時間：平日午前9時～午後5時30分）。

教職員共済補償分については事由発生日の翌日から3年以内、損害保険会社補償分については事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は、共済金（保険金）の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、掛金の返還等についても、請求事由発生日の翌日から3年を過ぎるとお支払いできない場合があります。

※被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。

事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

※個人賠償責任補償に該当する事由で、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。詳しくはパンフレットをご確認ください。

共済金等のお支払いについて

原則として必要な請求書類が教職員共済に到着した日の翌日から30日以内に共済金（保険金）をお支払いします。

ただし特別な照会または調査等が不可欠な場合は、教職員共済および損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。